

次世代育成支援対策推進法に関する

東京あおば農業協同組合行動計画（第8期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に發揮し仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 内容

目標①：計画期間内に、育児休業の平均取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を10%以上とする

目標②：計画期間内に、フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を5%削減する。

＜対策＞

- 令和7年4月～男性も育児休業を取得できることを職員への周知
- メール配信・文書・HPによる職員への周知